

訪問看護 重要事項説明書

1. 事業者概要

法人名	株式会社 ともに
法人所在地	佐賀県三養基郡みやき町白壁 3516-6
代表者氏名	代表取締役 塚 洋子
電話番号	0942-50-8668
法人設立年月日	令和 5 年 10 月 10 日

2. 事業所について

事業所名称	訪問看護ステーションともに
事業所所在地	佐賀県三養基郡みやき町白壁 3516-6
介護保険指定事業所番号	4161290137
サービス提供地域	鳥栖市、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、久留米市一部
電話番号	0942-50-8668
FAX 番号	0942-50-9779
管理者	塚 洋子

※上記地域以外への訪問は相談によります。

3. 職員体制 ※令和 6 年 4 月 1 日現在

常勤看護師 1 名(管理者兼務)

非常勤看護師 3 名

4. 事業の目的および運営方針

【事業の目的】

利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。

【事業の運営方針】

- ① 心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。
- ② 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。
- ③ サービスの終了に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、主治医および居宅介護支援事業者への情報提供を行います。

5. 営業日・営業時間・休日

営業日・時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
休日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月31日～1月3日)

※常時24時間、電話等により連絡可能な体制とします。

6. 利用料

利用料は、別紙料金表に記載。

7. その他の費用

交通費	事業所から20km以上で100円、以降10km毎に100円を請求します。
キャンセル料	サービス利用当日8時30分までにご連絡いただいた場合は無料。サービス当日に連絡がなく、訪問したがご不在だった場合は、当日利用料の100%を請求します。
エンゼルケア料金	10,000円を請求します。

8. 支払い方法

毎月、前月分を10日までに請求します。支払い方法を選択していただき、選択した方法で26日までにお支払い下さい。

①現金払い ②銀行振替【佐賀銀行北茂安支店 普通 3058872 株式会社ともに】

9. 事故発生および緊急時の対処方法

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、病状の急変などが生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求めるなどの連携を講じます。

10. 虐待防止に関する事項

1)事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止などのため、次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他、虐待防止に必要な措置

2)事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者または養護者(利用者の家族または高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

11. 苦情相談窓口

- ①事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
- ②事業者は、利用者又はその家族が苦情の申し立て機関に苦情の申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

苦情申し立て窓口

訪問看護ステーションともに 担当者：堺洋子	0942-50-8668
佐賀県国民健康保険団体連合会	0952-26-1477
みやき町地域包括支援センター	0942-89-3371
鳥栖地区広域市町村圏組合	0942-81-3315

12. 秘密の保持と個人情報の保護

事業者および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。また、事業者は利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報を用いません。

13. 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 非常災害対策

地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡します。

15. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いはできません。
- ②看護師等は、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助、機能訓練を行うこととされています。それ以外の業務をすることはできませんので、ご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れるなどのご協力をお願いします。職員がペットの噛まれた場合、治療費のご相談をさせていただくことがあります。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、前記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 佐賀県三養基郡みやき町白壁 3516-6
事業者名 訪問看護ステーションともに
管理者名 塚 洋子
電話番号 0942-50-8668

説明者 氏名 _____

私は、事業者より前記の重要事項について説明を受け、同意します。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____